

## 医療機関群のあり方等について

次回診療報酬改定（平成 28 年を想定）における医療機関別係数の見直しに向けて、医療機関群のあり方等について検討を行う。

### 1. 医療機関群のあり方に関する論点の整理

- ・ 医療機関群のあり方等については、平成 26 年 6 月 23 日の DPC 評価分科会で以下の通り検討課題が整理された。

#### (1) 医療機関群および基礎係数・機能評価係数Ⅱの基本的な考え方の整理

- ・ これまでの診療報酬改定の経緯や、医療提供体制全体の見直しの方針等を踏まえ、医療機関群と、基礎係数・機能評価係数Ⅱによる医療機関の機能評価のあり方についてどのように考えるか。

[考え方]

- 「基礎係数」および「機能評価係数Ⅱ」は、医療機関群別の評価となっており、医療機関群の考え方は、それぞれの医療機関別係数のあり方と共に検討する必要がある。

#### (2) I群のあり方について

- ・ 大学病院本院を一律にI群として評価することについてどのように考えるか。

[考え方]

- 大学病院本院の中には、病院によって地域において担う機能が様々であること、また分院に機能を移している病院等があることから、診療実態のバラツキが大きいのではないかと指摘がある。

#### (3) II群のあり方について

- ・ II群の基本的な考え方「I群（大学病院本院）に準じる病院」についてどのように考えるか。

[考え方]

- II群の基本的な考え方については、医療提供体制全体の見直しの方針等を踏まえ検討する必要がある。

(4) Ⅲ群のあり方について

- ・ Ⅲ群を細分化すべきか。あるいは、細分化せず機能評価係数Ⅱで評価する場合、どのような視点があるか。

[考え方]

- Ⅲ群の中にも規模が小さくても、専門性の高い高度な医療レベル、医療の質を持った医療機関があり、必ずしも診療の科目数が多ければレベルが高いというわけではないことを踏まえ、見直しをしていくべきではないかという指摘がある。
- Ⅲ群の中で医療レベル、医療の質を上げたとしても基礎係数により画一化されており、現状、機能評価係数Ⅱでは十分に評価されていないのではないかと指摘がある。

(5) 激変緩和措置のあり方について

- ・ 激変緩和措置は現行のまま継続すべきか。継続すべきでない場合、どのような対応が必要か。

[考え方]

- 平成24年改定および平成26年改定において、出来高部分も含めた推計報酬変動率が±2%を超える場合には激変緩和措置として±2%を超えないよう暫定調整係数を調整する措置を行ったが、引き続き当該措置を継続した場合、変動の猶予分が蓄積していく可能性があり、調整係数が廃止となる時点において収入の変動が集中する可能性がある。
- 従来の調整係数を基礎係数と機能評価係数Ⅱへの段階的な置き換えを進めることで、従来の調整係数が高い病院あるいは低い病院の収入が大きく変動していく可能性があるが、当該病院の地域医療における位置づけや診療内容等を踏まえ対応を検討する必要がある。

2. 論点

- 前回のDPC評価分科会での議論を踏まえ、(1)～(5)のそれぞれについてどのように考えるか。